

涌谷町監査委員告示第4号

令和3年2月25日付け涌監第57号で報告した「定期監査及び行政監査結果報告書」の監査結果について、涌谷町長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年9月27日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助

同 竹中 弘光

写

涌総第 713号  
令和3年8月27日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助 殿  
涌谷町監査委員 竹中 弘光 殿

涌谷町長 遠藤 稔



監査結果に基づく措置について（通知）

令和3年2月25日付け涌監第57号で提出のありました「定期監査及び行政監査結果報告書」について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

分類	大	中	小	細	20/
----	---	---	---	---	-----



令和2年度定期監査及び行政監査結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査）及び行政監査
- 2 監査の対象 令和2年度備品購入事務について
- 3 監査実施期間 令和3年2月4日（木）から2月5日（金）
- 4 監査結果報告 令和3年2月25日

		監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況
総務課	(1)	避難所用備品について、購入後、避難所に配備されずに仮保管所に保管されている状態であった。	購入備品については、指摘後、所定の避難所に配備いたしました。
	(2)	入札に関する質問、回答書について、温度変化で筆跡が消えるタイプのインクで記入されていたものがあった。	書類作成においては、今後、使用することのないよう気をつけます。